

7 援助金制度

以下の内容をよく読んでうえで、「援助金関係書類」を受け取り、必要な書類を提出してください。

※条件を満たしていない場合には、援助金は支給されませんので注意してください。

「援助金関係書類」配布・受付期間 11月11日(月)～15日(金) 13:00～18:00

◆援助金制度

「非営利企画援助金制度」と「特別援助金制度」は重複して申請できます。

①非営利企画援助金制度

非営利企画援助金制度とは、白門祭の理念(p.3『委員長挨拶』参照)に沿った文化性の高い非営利企画に対して援助金を支給する制度です。必要と認められる範囲において、企画運営費用として1企画につき最大15,000円を支給します。原則、物品や飲食物を販売する企画および入場料を取る企画はすべて営利企画となり「非営利企画援助金」を申請することはできません。

②特別援助金制度

特別援助金制度とは、講演会などで講師や演者を招き、かつ入場料が無料の企画に対して援助金を支給する制度です。用途が「講演料」としての申請に限り、最大40,000円を支給します。

※「講師承諾書」(p.55『講師承諾書』参照)が提出されていない企画や講師が中央大学の関係者(教授、院生、学部生)である企画の場合は、「特別援助金」を申請することはできません。

◆援助金を受け取るまでの流れ



※「援助金関係書類」の配布・受付場所は、白門祭実行委員会事務局(4208号室)です。

<援助金交付の詳細な日時や場所は、白門祭後にペDESTリアンデッキ下生協前白門祭実行委員会専用掲示板およびWebページに掲載します。>

◆注意事項

昨年度からの変更点

以下の用途での援助金の申請は認めません。

- ①全企画において「レンタカー代」としての申請
 - ②企画内容が「音楽・バンド・ダンスなど」の企画による「楽器類・衣装代など」としての申請
 - ③ステージ企画による「エフェクター・アンプ・楽器類・照明代・衣装代など」としての申請
- ※また、その他の企画においても当委員会が審査した結果、申請を許可できない場合もあります。

◆領収書（原本）について

- ・レシートや見積書、請求書は領収書として受け付けられません。生協やコンビニエンスストア、インターネットなどで購入した場合でも「領収書」を受け取るようにしてください。
- ・宛名は企画書に記入した団体名・サークル名にしてください。「上様」では受け付けられません。
- ・但し書きには「御品代」ではなく、具体的な品名を記入してください。一度に複数のものを購入した場合は、主なものを2、3品記入してください。
- ・領収書の裏面には①、②、③、…と番号をふり、番号順にクリップで留めて、提出まで大切に保管してください。
- ・領収書の返却は行いませんので、必要な場合はコピーを取ってください。
- ・学友会所属部会に関しては、領収書の金額と援助金の金額を記入した「支払証明書」を発行しますので必要な部会は申し出てください。この証明書は学友会のA帳簿に貼ることができます。
- ・提出された書類は当委員会が審査するため、不備がないように注意してください。